

越谷市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

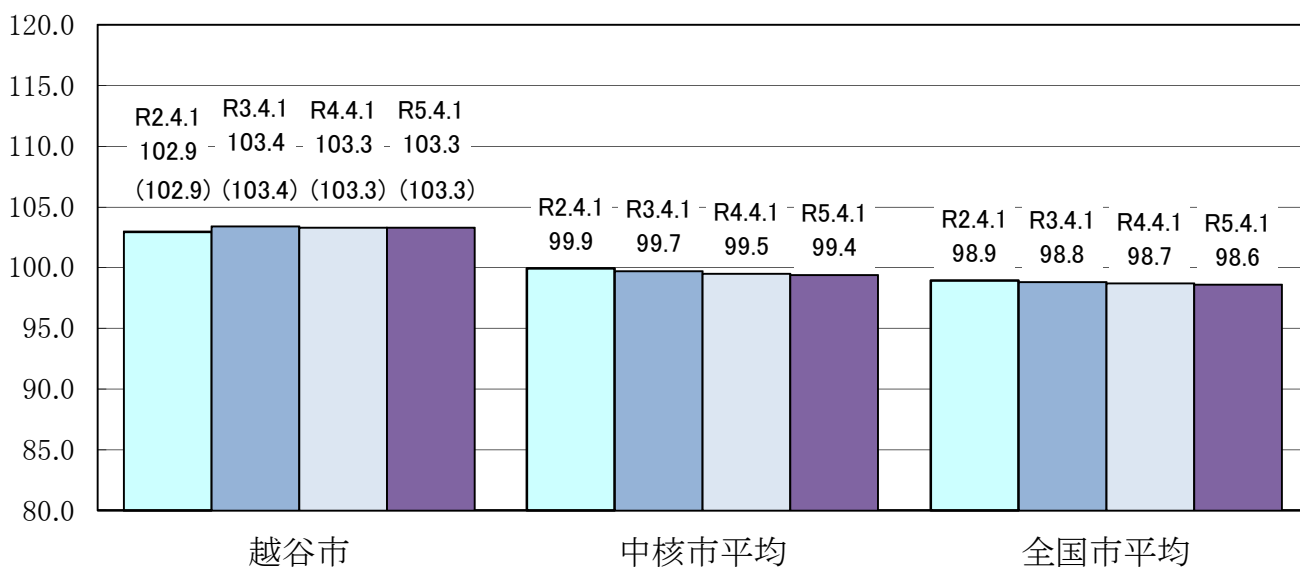
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和4年度	人 343,866	千円 123,562,586	千円 9,829,701	千円 20,060,132	% 16.2	% 16.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 中核市 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
令和4年度	人 2,183	千円 7,780,622	千円 2,001,162	千円 3,101,667	千円 12,883,451	千円 5,902	千円 6,293

- (注)
- 職員手当には退職手当を含まない。
 - 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 - 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注)
- ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 - 括弧書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+越谷市の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
 - 中核市平均とは、中核市のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

指数が高い要因については、次のことが考えられる。

- ・学歴によらず有能な職員は上位の職位まで昇格できる人事運営であること
- ・初任給を国の基準より高くしていること
- ・55歳以上の職員の昇給抑制制度が国と異なること

職員の給与については、人事院勧告を受けての国家公務員の取扱いに準拠することを基本として、今後も給与水準の引き下げにつき検討を進め、水準の適正化に努めていく。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

〔実施〕 (給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日
 (内容) 行政職給料表は、国の見直し内容を踏まえ、平均で1.78%(最大で5.25%)の引下げ。
 その他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。
 激変緩和のため5年間(令和3年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準6%に対し、越谷市においても6%を支給。

③ その他の見直し

単身赴任手当について国に準じて見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

(5) 特記事項

給料抑制措置として、平成30年4月から令和3年3月まで下記職員に対し給料の特例減額措置を実施した。

- ・管理職 ▲1.5%
- ・監督職 ▲0.75%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
越谷市	39.6 歳	313,634 円	401,578 円	360,106 円
埼玉県	41.8 歳	317,507 円	410,989 円	365,421 円
国	42.4 歳	322,487 円	— 円	404,015 円
中核市	42.1 歳	318,629 円	414,556 円	363,483 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
越谷市	45.6 歳	340 人	324,629 円	381,444 円	363,589 円
うち 清掃職員	45.4 歳	47 人	326,979 円	373,538 円	365,346 円
うち 学校給食員	43.1 歳	87 人	315,771 円	364,710 円	357,486 円
うち 守衛	43.3 歳	6 人	315,117 円	403,994 円	358,837 円
うち 用務員	46.3 歳	44 人	321,373 円	368,335 円	363,881 円
うち 自動車運転手	49.2 歳	14 人	359,093 円	437,675 円	402,311 円
うち その他	46.7 歳	142 人	327,291 円	391,878 円	363,039 円
埼玉県	55.9 歳	153 人	332,633 円	386,940 円	369,843 円
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	— 円	329,178 円
中核市	50.8 歳	189 人	319,196 円	375,461 円	349,871 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職員の諸手当を除いた給料月額である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

<民間の類似職種に関する給与資料>

技能労務職員の給与等の比較にあたり、総務省より以下の参考資料(別表)の提供がある。

なお、この資料は、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査(賃金センサス)」における類似職種(5職種)についての①平均年齢、②平均給与月額(決まって支給する現金給与額)、③年収ベース(②を1.2倍したものに年間賞与其他特別給与額を加えた試算値)に係る数値である。

※賃金構造基本統計調査(賃金センサス)

主要産業に雇用される常用労働者の賃金について、労働者の種類、職種、性別、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等を明らかにし、賃金構造の実態を詳細に把握することを目的として、昭和23年から毎年実施されている統計調査の一つ。

常用労働者10人以上の民営事業所、一部公営事業所、常用労働者5人~9人の民営事業所から一定の方法によって抽出された事業所が対象となっている。なお、常用労働者には、正社員・正職員以外のものや雇用期間の定めのあるもの等が含まれている。

【別表】「賃金構造基本統計調査」における5職種の平均年齢・平均給与月額等

(総務省参考資料)

職種区分	平均年齢	平均給与月額	年収ベース	集計データ種別
廃棄物処理業(男女)	47.3 歳	310,800 円	4,321,100 円	全国
調理士(男女)	44.8 歳	269,300 円	3,577,300 円	埼玉県
守衛(男女)	55.9 歳	253,500 円	3,302,500 円	埼玉県
用務員(男女)	49.1 歳	241,700 円	3,253,900 円	全国
自家用乗用自動車運転者(男女)	58.6 歳	238,500 円	3,180,100 円	埼玉県

※ 職種別の数値を3か年平均(令和2年から令和4年までの各年度の労働者数で加重平均)したものである。
 ※ 「廃棄物処理業(男女)」については、産業別の数値の3か年平均(令和2年から令和4年までの各年度の労働者数で加重平均)したものである。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分		越谷市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	191,700 円	194,711 円	185,200 円
	高校卒	164,100 円	161,396 円	154,600 円
技能労務職	—	179,900 円	164,037 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和5年4月1日現在)

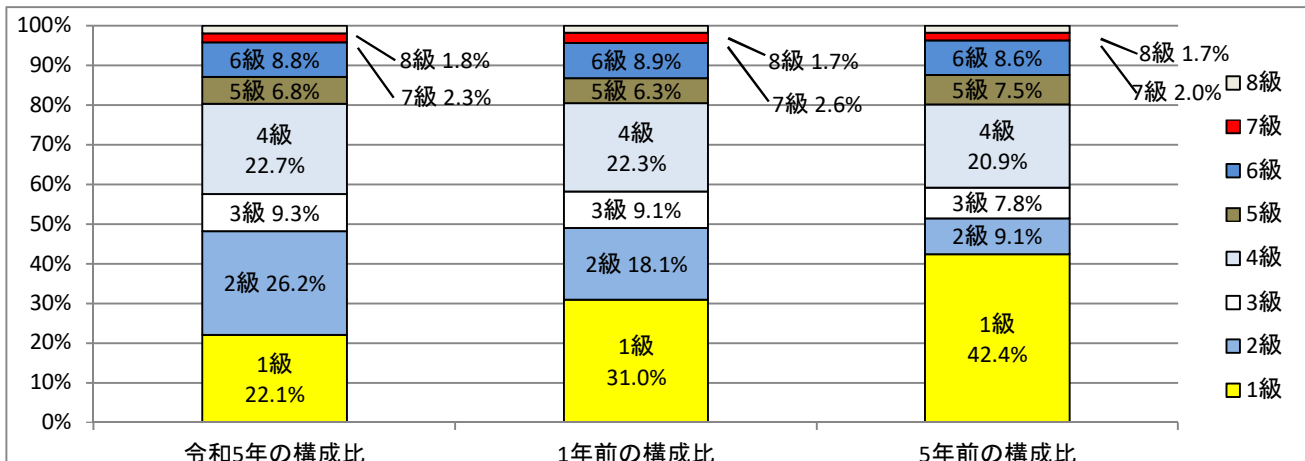
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	259,837 円	372,500 円	416,776 円	425,387 円
	高校卒	239,575 円	328,683 円	346,080 円	400,775 円
技能労務職	—	240,200 円	316,164 円	350,509 円	367,513 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

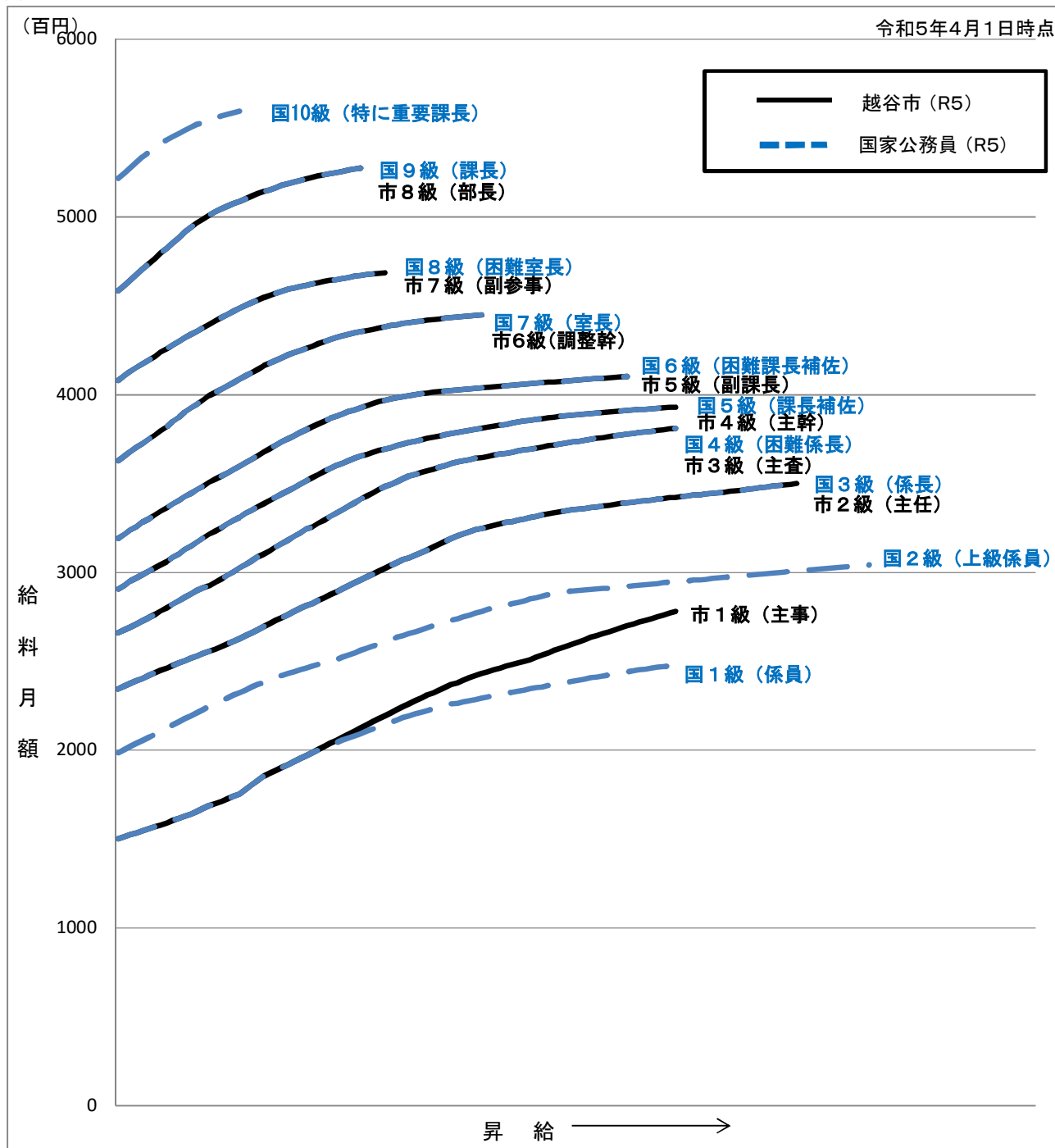
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事及び技師の職務	232 人	22.1 %	150,100 円	278,100 円
2級	主任の職務	275 人	26.2 %	234,400 円	350,000 円
3級	主査の職務	98 人	9.3 %	266,000 円	381,000 円
4級	主幹の職務	239 人	22.7 %	290,700 円	393,000 円
5級	副課長の職務	71 人	6.8 %	319,200 円	410,200 円
6級	課長の職務	92 人	8.8 %	362,900 円	444,900 円
7級	副部長の職務	24 人	2.3 %	408,100 円	468,600 円
8級	部長の職務	19 人	1.8 %	458,400 円	527,500 円

(注) 1 越谷市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職）（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

越谷市	埼玉県	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,420 千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,650 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

越谷市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)	
1人当たり平均支給額	1,610 千円	19,632 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度普通会計決算）		478,804 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度普通会計決算）		219 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
越谷市	6 %	2,184 人	6 %

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度普通会計決算）		56,936 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度普通会計決算）		63,403 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		41.1 %	
手当の種類（手当数）		21	
手当の名称	主な支給対象職員及び業務	支給実績※ （令和4年度決算）	左記職員に対する支給単価
(1) 税務職員手当	市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の賦課、徴収に関する事務に従事した職員	4,584千円	給料月額2% （上限3,500円/月）
(2) 徴収手当	臨戸により市税の滞納整理に従事した職員	5千円	150円/日
(3) 防疫作業手当	①感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護に従事した職員	26千円	290円/日
	②感染症が発生し、又は発生するおそれがある区域内で行う消毒及び感染症の病原体に汚染された物件又は汚染された疑いがある物件の処理に従事した職員		
	③伝染性疾病等の病原体を保有する獣畜又は保有する疑いのある獣畜に対する防疫に従事した職員		
	④人体に有害な薬品を使って植物の防疫に従事した職員		
(防疫作業手当の特例)	新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であつて市長が定めるものに従事したとき	52,238千円	3,000円/日
	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合		4,000円/日
(4) 行旅病人取扱手当	行旅病人の救護等に関する業務に従事した職員	2千円	1,000円/回
	行旅死亡人の処置等に関する業務に従事した職員		2,000円/回
(5) 社会福祉業務手当	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項第2号に規定する現業を行う職員及び市立病院において同様の業務を行う職員	7,994千円	7,000円/月
(6) 福祉施設指導員手当	福祉型及び医療型児童発達支援センターにおいて生活指導又は作業指導の業務に従事する職員	0千円	5,000円/月
(7) 特殊車両運転作業手当	①ショベルローダ、ブルドーザ等大型特殊車両の運転作業に従事する職員	619千円	150円/日
	②上記に規定する車両以外で市長が別に定める特殊車両の運転作業に従事する職員		100円/日
(8) 夜間特殊業務手当	守衛、消防職員又は市立病院に勤務する職員が、深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）にわたり、正規の勤務時間として勤務した場合	11,236千円	5時間超 1,100円/回 2時間以上5時間以下 730円/回 2時間未満 410円/回
(9) 動物取扱手当	犬の捕獲、収容、抑留又は移送の業務に従事した保健所に勤務する職員	18千円	400円/日
(10) 産業廃棄物等立入検査業務手当	①廃棄物の処理及び清掃に関する法律	301千円	370円/日
	②使用済自動車の再資源化等に関する法律		
	③越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例		
(11) 通信指令管制業務手当	通信、指令、管制業務に従事した消防職員	1,068千円	150円/日
(12) 機関員勤務手当	消防自動車の運転及びポンプの操作等機関員の勤務に従事した消防職員	2,375千円	180円/日
(13) はしご搭乗手当	はしご車搭乗、点検等の業務に従事した消防職員	413千円	100円/日
(14) 災害出動手当	火災及び水災事故等の災害に出動した消防職員	1,710千円	400円/回
(15) 救急出動手当	交通事故、災害等の救急現場に出動し、傷病者を病院等に収容し、又は現場手当を施した消防職員	9,153千円	150円/回
(16) 医師手当	市立病院の診療業務に従事する医師	46,980千円	50,000円/月
(17) 臨床検査手当	臨床検査技師、衛生検査技師又はこれに準ずる勤務を命ぜられている職員が、結核菌その他の病原体等を取扱う業務に従事した場合	913千円	150円/日
(18) 放射線取扱手当	①市立病院の放射線科医師、診療放射線技師又はこれに準ずる勤務を命ぜられている職員がX線その他の放射線を人体に照射し、若しくは放射性同位元素を取扱う業務又はこれらに付随する業務に従事した場合	1,834千円	230円/日
	②上記の者以外の者が、診療のためX線その他の放射線を人体に照射し、若しくは放射性同位元素を取扱う業務又はこれらに付随する業務に従事した場合		110円/日
(19) 早出勤手当	午前7時以前に正規の勤務時間として勤務する職員	4,213千円	450円/回

(20) 夜間看護等手当	①助産師、看護師若しくは准看護師又はこれらに準ずる職員が深夜にわたり、正規の勤務時間として看護等の業務に従事した場合	108,940千円	深夜全部 7,300円/回 4時間以上 3,550円/回 2時間以上4時間未満 3,100円/回 2時間未満 2,150円/回
	②医療職給料表の適用を受ける職員のうち市長の定める職員が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し市長が定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事した場合		1,620円/回
(21) 解剖手当	医師、看護師、准看護師又は医療技術員等が死体を所定の方法で処理する業務に従事した場合	0千円	500円/体

※手当ごとの支給実績は特別会計及び病院事業会計に属する職員への支給額を含む。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度普通会計決算）	576,086 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度普通会計決算）	264 千円
支給実績（令和3年度普通会計決算）	627,712 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度普通会計決算）	290 千円

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度普通会計決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同じ		203,457 千円	247,816 円
	扶養親族（子） 1人につき10,000円				
	扶養親族（その他） 1人につき6,500円				
	満16歳～22歳の子に対する加算 5,000円				
住居手当	借家・賃貸等の場合 家賃額に応じて28,000円を限度に支給	同じ		220,062 千円	104,443 円
	自宅の場合 新築・購入後5年間 5,500円 上記以外 4,000円	異なる	国は廃止		
通勤手当	交通機関等利用者／上限 55,000円 運賃等相当額	同じ		148,648 千円	83,230 円
	交通用具使用者／併用限度 55,000円 距離に応じた額(通勤距離 片道2km以上)	異なる	距離区分に応じた支給額が異なる		
管理職手当	部長 85,000円 副部長 70,000円 課長 60,000円 副課長 50,000円	同じ		216,340 千円	772,643 円
休日給	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務1時間につき勤務1時間あたりの給与額の100分の135を支給	同じ		90,232 千円	639,943 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時まで勤務する職員に対し、勤務1時間につき勤務1時間あたりの給与額の100分の25を支給	同じ		10,597 千円	44,525 円

5 特別職の給料等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	1,051,000 円	(参考) 中核市における最高/最低額	
	副 市 長	882,000 円	1,206,000 円 / 707,000 円	974,000 円 / 696,000 円
議 員 報 酬	議 長	657,000 円	827,000 円 / 584,000 円	
	副 議 長	591,000 円	748,000 円 / 504,000 円	
	議 員	575,000 円	700,000 円 / 475,000 円	
期 末 手 当	市 長	(令和4年度支給割合) 4.40 月分		
	副 議 長 議 員	(令和4年度支給割合) 4.40 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×35/100×115/100	20,305,320 円	任期ごと
	備 考	給料月額×在職月数×21/100×115/100	10,224,144 円	任期ごと
	備 考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

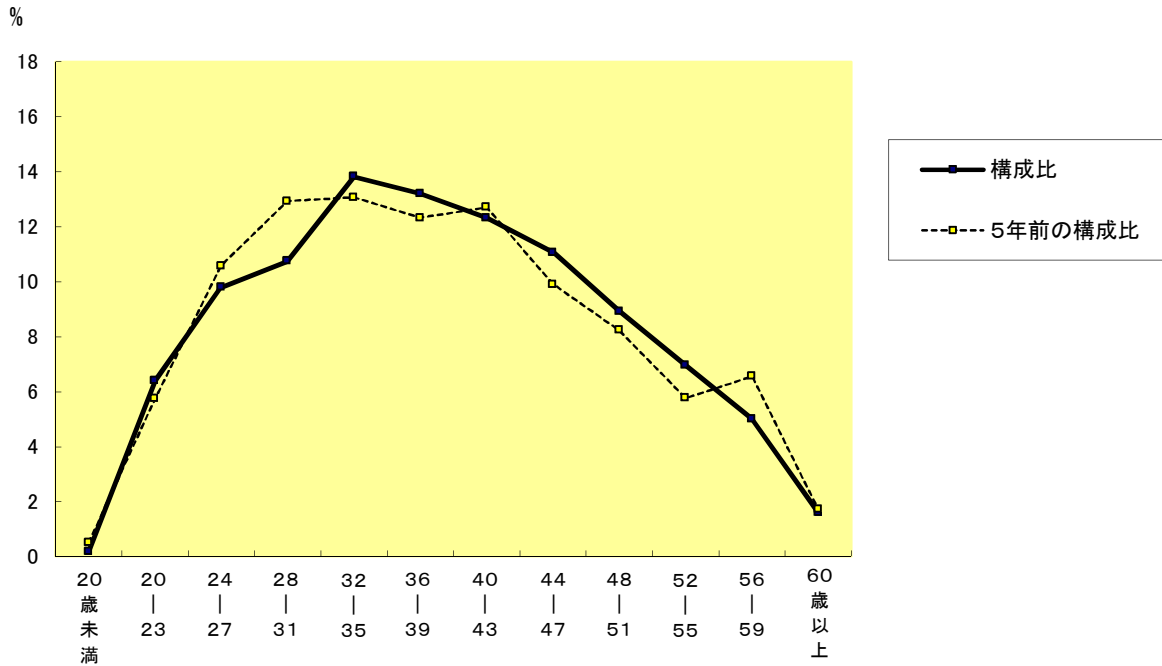
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和4年	令和5年		
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議会	14	13	▲ 1	・育児休業代替職員の減少による減員
		総務	353	364	11	・行政のデジタル化推進体制の強化のための増員 ・育児休業代替職員の増加による増員
		税務	112	113	1	・育児休業代替職員の増加による増員
		労働	3	3	0	
		農水	24	24	0	
		商工	16	15	▲ 1	・育児休業代替職員の減少による減員
		土木	155	154	▲ 1	・育児休業代替職員の減少による減員
		民生	659	665	6	・障がい者の就労支援事業拡大のための増員 ・育児休業代替職員の増加による増員
		衛生	222	221	▲ 1	・新型コロナウイルスワクチン接種に関する業務体制の見直しによる減員
		計	1,558	1,572	14	<参考> 人口1万当たり職員数 45.72 人 (中核市の人口1万当たり職員数 47.28 人)
	教育部門	290	289	▲ 1	・育児休業代替職員の減少による減員	
	消防部門	335	323	▲ 12	・消防職員の前倒し採用による退職不補充に伴う減員	
	小 計	2,183	2,184	1	<参考> 人口1万当たり職員数 63.51 人 (中核市の人口1万当たり職員数 64.88 人)	
公 営 会 計 部 門 等	病院	618	630	12	・育児休業代替職員の増加による増員 ・欠員補充	
	下水道	22	23	1	・育児休業代替職員の増加による増員	
	その他	97	101	4	・育児休業代替職員の増加による増員	
	小 計	737	754	17		
合 計		2,920 [2,884]	2,938 [2,884]	18 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 85.44 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	188人	288人	316人	406人	388人	362人	325人	262人	204人	147人	47人	2,938人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		1,462	1,469	1,487	1,541	1,558	1,572	110 (7.5 %)
教育		284	283	286	291	290	289	5 (1.8 %)
消防		328	333	330	332	335	323	▲ 5 (▲ 1.5 %)
普通会計計		2,074	2,085	2,103	2,164	2,183	2,184	110 (5.3 %)
公営企業等会計計		727	723	720	722	737	754	27 (3.7 %)
総合計		2,801	2,808	2,823	2,886	2,920	2,938	137 (4.9 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。